

1. 推進計画の目的と位置づけ等

背景と目的 (本編 P1~3)

道路上に設置された電柱は、防災・安全・景観の観点から無電柱化の必要性が高まっています。令和元年の台風 15 号及び 19 号等、近年電柱が倒壊し大規模停電が発生する地震や台風が多発しています。また、電柱が林立し電線が輻輳した状況は、良好な景観形成を阻害するだけでなく、歩行者や車いす、ベビーカーの通行の妨げになっています。

本区では、災害の防止、安全で快適な交通の確保、良好な景観形成を図るため、基本的な方針、優先的に無電柱化を行う路線及び施策等を定め、「目黒区無電柱化推進計画」を策定し、総合的、計画的に無電柱化を推進します。



計画の位置づけ (本編 P3)

無電柱化法第 8 条において、策定が努力義務とされている「市町村無電柱化推進計画」として定めます。また、「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」や「目黒区都市計画マスタープラン」等を上位計画とし、「目黒区地域防災計画」、「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」、「目黒区景観計画」等を関連計画と位置づけます。

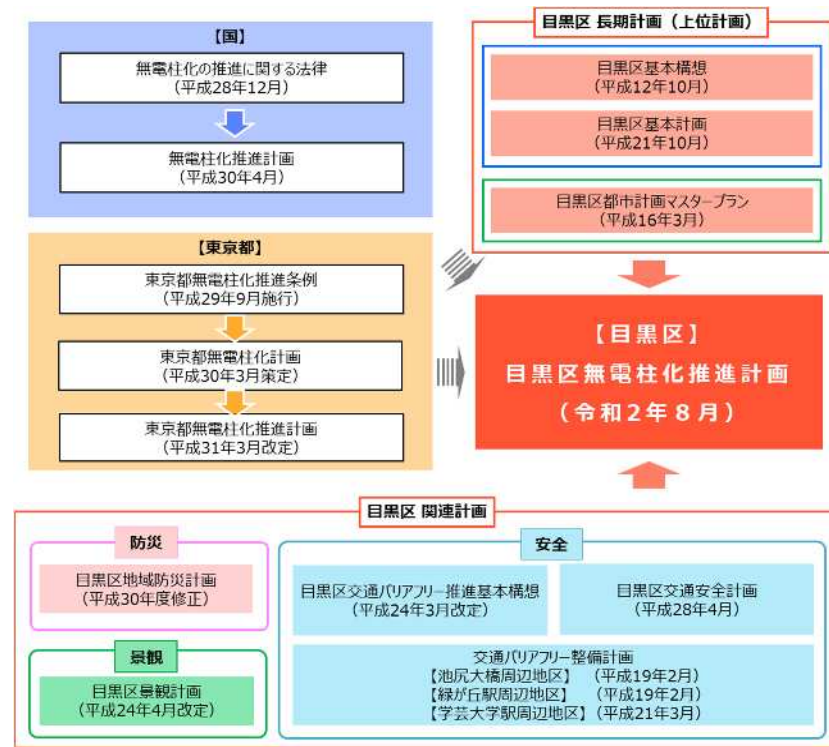


図 計画の位置づけ

計画の期間 (本編 P4)

令和 2 年度から 11 年度までの 10 年間

2. 目黒区におけるこれまでの取組と現状

目黒区におけるこれまでの取組 (本編 P6)

平成 11 年 3 月に目黒区電線類地中化整備基本方針を策定し、平成 17 年 10 月には、この基本方針を改定し、区道 26.7km を整備対象路線と位置づけ、この路線の中から、優先的に地中化を行う路線として都立大学駅前、洗足駅前、柿の木坂通り南、東邦大学病院前、東京共済病院周辺の 5 路線 1.89km を選定し、無電柱化を進めています。平成 25 年度は都立大学駅前が完成し、27 年度からは東邦大学病院前で事業に着手しました。

平成 30 年度末までに、都市計画道路の整備や市街地再開発事業で行う無電柱化も含めて、合計 4.64km の整備が完了しています。

目黒区における無電柱化の現状 (本編 P7)

本区における無電柱化の目標は、平成 21 年 10 月に策定した目黒区基本計画の重点プロジェクトの中で、令和元年度末で整備対象路線 26.7km に対し、進捗率を 24% と設定しています。

進捗率は平成 30 年度末で 17.4% であり、平成 20 年度末の 14.4% から 3.0 ポイント上昇しているものの、目標の達成には至っていません。

目標の達成には、区で行う電線共同溝整備の着実な推進と、地域住民や事業者がまちづくりの中で行う無電柱化との連携が重要となります。

3. 無電柱化の課題と整備方式

無電柱化推進の課題 (本編 P9~10)

課題 1 道幅の狭い道路

本区における区道の平均幅員は約 4.8m であり、23 区の中でも平均幅員が非常に狭く、大半が歩道のない道路となっていることから、地上機器の設置場所や電線類の地下埋設位置の確保が困難であり課題となっています。

課題 2 多額の整備コスト

電線共同溝の整備費は、施設延長 (電線共同溝施設の延長) で道路管理者負担が約 3.5 億円/km、電線管理者負担が約 1.8 億円/km と多額の整備コストがかかります。本区のように既設の道幅の狭い道路で電線共同溝を整備する際には、より多額の整備コストがかかる場合が多く、事業の進捗に大きな影響を与えています。

課題 3 長期にわたる整備期間

無電柱化の一般的な方式である電線共同溝方式は、設計・手続きから、電線・電柱の撤去工事を経て、舗装復旧工事の完了までに、道路延長約 400m を行った場合、約 7 年の期間が必要となります。

課題 4 地域住民との合意形成

電線共同溝の整備には長期にわたる工事期間を要することから、工事等に伴う交通の規制や工事の騒音等、地域住民の理解と協力を得ることが重要です。また、地上機器の設置場所については、沿道住民との合意形成が必要となります。

表 無電柱化の整備状況

番号	路線名	年度	道路延長 (m)	進捗率
1	H19 年度以前の路線	S61~H19	3,171	11.9%
2	補助 19 号線 (新茶屋坂通り)	H20	434	13.5%
3	上目黒一丁目地区再開発	H21	230	14.4%
4	大橋地区再開発	H24	140	14.9%
5	補助 30 号線	H25	380	16.3%
6	都立大学駅前	H25	284	17.4%
合計			4,639	17.4%

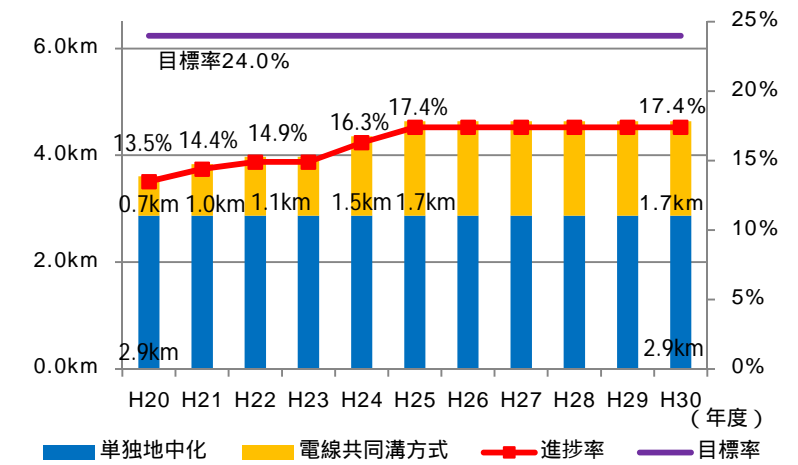


図 無電柱化の進捗率

無電柱化の整備方式 (本編 P11~12)

○電線共同溝方式

電線共同溝方式は、現在の一般的な整備手法であり、道路の地下空間を活用して電線類をまとめて収容する無電柱化の手法で、沿道の各戸へは地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みとなっています。本区では、電線共同溝方式を基本として推進していきます。

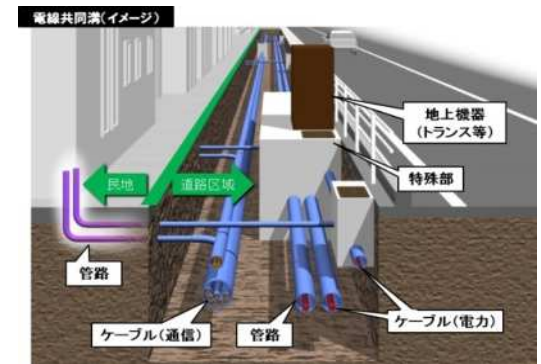


図 電線共同溝方式の概要

○ソフト地中化方式

ソフト地中化とは電線共同溝の一つで、従来からの一律の地中化整備にこだわることなく、地域の状況に合わせ柔軟に地中化整備を行う方式で、歩道が狭い等、地上機器 (変圧器) を設置できない場合に、変圧器等を街路灯等の柱上に設置する手法です。



図 ソフト地中化方式のイメージ

4. 無電柱化の推進に関する目的及び基本的な方針 (本編 P13 ~ 14)

無電柱化の「3つの目的」

- 【防災】都市防災機能の向上
- 【安全】安全で快適な歩行空間の確保
- 【景観】都市景観の向上及び良好な住環境の形成



無電柱化の「4つの基本方針」

- 基本方針 1**
無電柱化を優先的に進める路線を選定し効率的・効果的に無電柱化を進める
・より高い整備効果を図るため、無電柱化を検討する路線として整備計画路線を選定し、その中から今後10年間に着手、整備する路線として優先整備路線を選定します。
・無電柱化を優先的に進める路線を明確にし、重点的な整備を行っていきます。
- 基本方針 2**
効率的な整備方式の活用について検討し、道幅の狭い道路の無電柱化を進める
整備手法は一般的な電線共同溝方式を基本としますが、民地、公共用地を活用した地上機器の設置やソフト地中化方式などの効率的な整備方式の活用について検討し、道幅の狭い道路で無電柱化を進めます。
- 基本方針 3**
新たな整備手法を活用し、整備コストの縮減、工期の短縮を図る
・浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式などの低コスト手法を活用し、コスト縮減、工期短縮を図っていきます。
・関係企業者間の協力・調整により、整備期間の短縮を図ります。
- 基本方針 4**
まちづくりにあわせて地域住民等との協働により無電柱化に取り組む
・まちづくり等で行う無電柱化については、地域住民や事業者との協働により無電柱化に取り組みます。
・地域住民自らが無電柱化を検討する際、その取組に対し支援を行っていきます。

5. 路線の選定

路線選定の流れ (本編 P15)

区道の無電柱化を総合的、計画的に推進するため、3つの目的である「防災」、「安全」、「景観」の視点から「整備計画路線」、「優先整備路線」などを選定し、無電柱化を推進します。

優先整備路線の選定 (本編 P19 ~ 22)

計画期間内に事業着手又は整備する路線として、優先整備路線5路線、延長約2.4kmを選定しました。



図 路線選定の流れ

6. 無電柱化整備実施を検討している地区 (本編 P23 ~ 24)

都市計画道路整備や市街地再開発事業等に併せて無電柱化を行う場合、まちづくりの中で無電柱化の検討を行っていきます。「無電柱化整備実施を検討している地区」は、令和元年度末時点において、2地区約0.4kmとなります。

7. 整備目標 (本編 P25)

計画期間中(令和11年度まで)に優先整備路線及び無電柱化整備実施を検討している路線の内、約2.8kmの事業着手、整備を目指します。

8. 無電柱化の推進に向けた施策等 (本編 P27 ~ 32)

- 施策 1**
「課題1 道幅の狭い道路」に対する取組
(1) 民地・公共用地を活用した地上機器設置の検討 (2) ソフト地中化方式の活用
- 施策 2**
「課題2・3 多額の整備コストと長期にわたる整備期間に対する取組」
(1) 低コスト手法・工期短縮 (2) 財源確保に向けた補助制度の活用
- 施策 3**
「課題4 地域住民との合意形成に対する取組」
(1) 地域住民との合意形成 (2) 目黒区地域街づくり条例の活用

9. 計画推進に向けた取組

無電柱化の推進体制 (本編 P33)

計画的に事業を推進するため、区で事業に着手する優先整備路線については、道路管理者、電線管理者、地方公共団体などからなる関東地区無電柱化協議会や東京都無電柱化地方協議会を活用し、無電柱化の推進に係る調整を行います。

関東地区無電柱化協議会	関東地方推進計画等の策定 (実施箇所の選定、集計等) 関東地方の道路管理者、警察、総務省、経済産業省の 地方局、電線管理者等
東京都無電柱化地方協議会	東京都での具体箇所の調整、集計 東京都内の道路管理者、警察、電線管理者等
路線毎の企業者調整会議	具体の箇所の事業の実施の調整 具体の箇所の道路管理者、電線管理者等

計画の推進主体の役割 (本編 P34)

地域住民と行政、関係事業者が協力し、円滑な事業推進が図られるように、行政が主体となって働きかけを行います。本区においては三者が役割分担しつつ協働で計画を推進していくこととします。

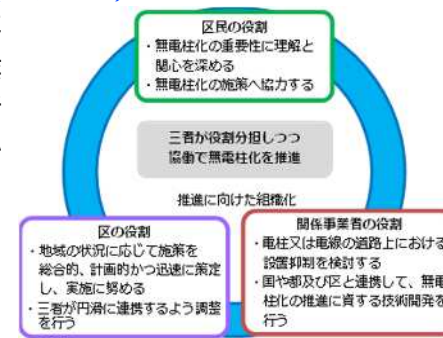


図 計画の推進主体の役割

計画の進行管理 (本編 P35)

計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づいて行うことを基本とします。

その他の施策等

- (1) 市街地整備等に合わせた無電柱化
- (2) 占用制度の検討
- (3) 地上機器の有効活用
- (4) 広報・啓発活動



地上機器の美装化